

須賀川市立小塩江小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じのおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「いじめ防止対策推進法」及び「須賀川市いじめ防止基本方針（案）」をもとに、「須賀川市立小塩江小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

（1）いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取り組みが行われてきたが、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。

そこで、社会総掛かりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

（2）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行わなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策が、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

（3）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、

この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
--

と定義されている。

いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつていじめの定義に含まれていた「自分より弱い

者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素は、法律上の定義には含まれていない。

また、いじめにあたるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえる。

- ① いじめられた児童の立場に立つ。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、「いじめ防止対策推進法」の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努める。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、「いじめ防止対策推進法（第22条）」の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用する。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断する。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。
- ⑥ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解決が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ防止対策委員会」に事案の情報共有を行う。

（4）いじめの理解について

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や特設クラブ活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉鎖性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- ⑥ 特に配慮が必要な児童として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
 - オ 新型コロナウイルスに本人、または家族等が感染した児童

2 小塩江小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条により、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称

いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

学校長 教頭 生徒指導主事 その他全職員

必要に応じて、保護者代表としてPTA役員、地域住民代表として学校評議員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部専門家を要請する。

(3) 組織の役割

- ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口を設ける。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取り組み

いじめ防止対策推進法第十六条により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの未然防止

- ① いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- ② 未然防止を図るためには、児童に心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- ③ 指導にあたっては、児童がいじめの問題を主体的に捉える事ができる取り組みを実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- ④ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑤ 校内において人権週間を設けて人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことについて教職員が認識を共有する。

- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- ③ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ④ 6月、11月、2月の生活アンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ⑤ 生活アンケート調査、教育相談、個人面談の結果の検証及び組織的な対処方法について定める。また、いじめ調査等を行った際は、できるだけ速やかに保護者等に公表する。
- ⑥ 児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、「いじめ防止対策委員会」に情報を報告し、適切に対応する。

(3) いじめの積極的認知

- ① いじめが疑われたときは、「いじめ認知委員会」を校長、教頭、生徒指導主事、該当教職員で組織し、いじめの正確な認知に向けた取り組みを速やかに開始する。
- ② いじめを見落とさないために「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても定義に従っていじめと認知する。
- ③ いじめではないかと疑われる事案に接したときは、教職員がひとりで抱えこまず、「いじめ認知委員会」に報告・連絡・相談し、組織として適切に判断していく。
- ④ 事案に対応する中で迷ったとき、「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」という視点で協議し、対応について誰もが自由に発言できるような機能をもった組織となるようにする。

(4) いじめに対する措置

- ① 教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。
- ② 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、法の規定に違反し得るとの認識を共有する。
- ③ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との継続的な連携の下で取り組む。

(5) いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。

(6) いじめ解消までのフォローアップについて

- ① 「いじめ解消までの経過観察シート」等を活用して、相当期間の教職員の観察見守りの状況、児童生徒の証言や状況、保護者の児童を観察した証言、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部専門家の継続したカウンセリングの状況等を記録し、「いじめ防止対策委員会」での検討の上、解決の判断をする。
- ② いじめの解消が確認されるまで、1週間後、2週間後、1か月後、3か月後を目安にいじめに関わった加害及び被害児童とその保護者から事実を聴取し、記録する。
- ③ フォローアップ期間中は、いじめに関わった児童とその保護者に対して、これまでの観察状況や児童から聞き取った事実関係を伝える。
- ④ いじめが解消した後も、再びいじめに係る行為が見られる場合は再度指導する。その後、引き続き観察見守りを継続し、児童とその保護者が相談しやすい関係づくりに努める。

4 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。(市教育委員会はこれを市長に報告する。)

(3) 重大事態発生時の対処

市教育委員会に報告した後は「須賀川市いじめ防止基本方針」に従い、調査、児童への継続的なケア、調査結果の報告等を行う。

① 調査を行うための組織

学校が調査する場合は、「いじめ防止対策委員会」に適切な専門家を加えた組織が行う。市教育委員会が調査する場合は「須賀川市いじめ問題専門委員会」が行う。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。